

審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第二十二号 昭和五十六年度福生市福生都市計画事業福生十

地区画整理事業会計予算

二 委員会付託月日 昭和五十六年三月十三日 (第一回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和五十六年三月十九日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十六年三月十九日

建設委員会

委員長 小 堺 仁 七

福生市議会議長 小 林 菊 三 殿

審査報告

議案審査報告書

- | | | | |
|----|---------|-------------|---------------------|
| 一件 | 名 | 議案第二十三号 | 昭和五十六年度福生市下水道事業会計予算 |
| 二 | 委員会付託月日 | 昭和五十六年三月十三日 | (第一回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会月日 | 昭和五十六年三月十九日 | 午前九時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十六年三月十九日

建設委員会

委員長 小 堺 仁 七

福生市議会議長 小林 菊 三 殿

審査報告

議案審査報告書

- | | | | |
|----|---------|-------------|----------------------|
| 一件 | 名 | 議案第二十四号 | 昭和五十六年度福生市受託水道事業会計予算 |
| 二 | 委員会付託月日 | 昭和五十六年三月十三日 | (第一回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会月日 | 昭和五十六年三月十九日 | 午前九時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十六年三月十九日

建設委員会

委員長 小 堺 仁 七

福生市議会議長 小 林 菊 三 殿

審査報告

議案審査報告書

- | | | | |
|----|---------|-------------|---------------|
| 一件 | 名 | 議案第二十五号 | 町区域の設定について |
| 二 | 委員会付託月日 | 昭和五十六年三月十三日 | (第一回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会月日 | 昭和五十六年三月十九日 | 午前九時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。
右のとおり報告いたします。

昭和五十六年三月十九日

建設委員会

委員長 小 堺 仁 七

福生市議会議長 小林 菊 三 殿

審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第二十六号 市道路線の認定について

二 委員会付託月日 昭和五十六年三月十三日 (第一回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和五十六年三月十九日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十六年三月十九日

建設委員会

委員長 小 堺 仁 七

福生市議会議長 小 林 菊 三 殿

審査報告

陳情 審査報告書

一件	名	陳情第二号	登録民間日雇労働者の雇用促進に関する陳情書
二 委員会付託月日	昭和五十五年三月二十五日	(第一回福生市議会定例会)	
三 委員会開会月日	昭和五十五年五月二十二日	午前九時	
	昭和五十五年六月十三日	午前九時	
	昭和五十五年七月十一日	午前九時	
	昭和五十五年九月十七日	午前九時	
	昭和五十五年十一月十九日	午前九時	
	昭和五十五年十二月十六日	午前九時	
	昭和五十六年三月十九日	午前九時	

本委員会に付託された右陳情については、審査の結果賛成少数で、次の理由により不採
択とすべきものと決定した。

(理由)

労務賃金、制度上から直接雇用の予算化は困難であり、願意に沿いがたい。

右のとおり報告いたします。

昭和五十六年三月十九日

建設委員会

委員長 小 堺 仁 七

福生市議会議長 小 林 菊 三 殿

審査報告

陳 情 審 査 報 告 書

一 件	名	陳情第六号	失業対策事業の改善と公的就労事業に関する陳情書
-----	---	-------	-------------------------

二 委員会付託月日	昭和五十五年九月十一日 (第三回福生市議会定例会)
-----------	---------------------------

三 委員会開会月日	昭和五十五年九月十七日	午前九時
-----------	-------------	------

	昭和五十五年十一月十九日	午前九時
--	--------------	------

	昭和五十五年十二月十六日	午前九時
--	--------------	------

	昭和五十六年三月十九日	午前九時
--	-------------	------

本委員会に付託された右陳情については、審査の結果賛成少数で、次の理由により不採択とすべきものと決定した。

(理由)

本事業も終息の方向にあり、願意に沿いがたい。

右のとおり報告いたします。

昭和五十六年三月十九日

建設委員会

委員長 小 堺 仁 七

福生市議会議長 小 林 菊 三 殿

審査報告

請 願 審 査 報 告 書

一 件 名 請願第一号 大型店等の新規出店と営業活動の規制強化に関する請願書

二 委員会付託月日 昭和五十六年三月十三日（第一回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日 昭和五十六年三月十九日 午前九時

本委員会に付託された右請願については、審査の結果、採択すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十六年三月十九日

建設委員会

委員長 小 堺 仁 七

福生市議会議長 小 林 菊 三 殿

議案第三十五号

大型店等の新規出店と営業活動の規制強化に関する意見書
右の議案を提出する。

昭和五十六年三月二十六日

提出者	賛成者	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
加藤 謹之助	小 堀 仁 七	東 田 正 治	村 尾 栄 次	村 野 武 男	高 水 惣 八	山 崎 繁 三 郎	遠 藤 洋 一		

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

大型店等の新規出店と営業活動の規制強化に関する意見書

近年中小小売業を取り巻く経営環境は、大型店等の進出及び消費需要の停滞等によつてますます厳しさを増しております。

特に多摩地域における大型店の集中出店により、地域の流通経済を支えてきた中小小売業者の生活基盤をも脅かされ、転廃業を余儀なくされている現状にあります。

このような状況下では、経営基盤のぜい弱な中小小売業者にとつて、経営力に圧倒的な優位性をもつた大型店の無秩序かつ過度の進出による影響は、個々の経営努力では対応もできず、今や大きな社会問題となつており、いつても過言ではございません。

よつて、政府において次の事項について法律改正するよう強く要望する。

記

- 一、大型店等の新規出店及びその営業活動を許可制とし、規制を強化すること。
- 二、都道府県知事の権限を拡大強化をすること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。